

板橋区臨時福祉商品券給付事業実施要綱

(令和2年7月31日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響により、日常生活を営むことが困難となった低所得者等に対して商品券等を交付することにより生活を支援するとともに、板橋区内における消費の喚起・下支えを図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 交付対象者 次条に掲げる者をいう。

(2) 商品券等 次に掲げるものをいう。

ア 板橋区商店街振興組合連合会が発行する板橋区内共通商品券（以下「区内共通商品券」という。）

イ アのほか板橋区長（以下「区長」という。）が適当と認める商品券又はこれに類する金券

(交付対象者)

第3条 交付対象者は、令和2年8月1日（以下「基準日」という。）において住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定により区長が作成する住民基本台帳をいう。）に記録されている者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 板橋区（以下「区」という。）が課税する令和2年度分の特別区民税・都民税（以下「令和2年度区民税等」という。）について、同一の世帯員のすべてが非課税である世帯に属する者。ただし、令和2年度区民税等が課税されている者に扶養されている者を除く。

(2) 基準日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である者

(3) 基準日において中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（同法改正に伴う経過措置により行われている支援給付を含む。）を受ける者

2 前項の規定にかかわらず、区長が同項の交付対象者に相当すると認めた者に対しては、商品券等を交付することができる。

(交付方法等)

第4条 区は、自ら保有する電子計算組織（与えられた処理手順に従い、事務を自動的に処理する電子計算機器の組織をいう。）を用いて前条第1号から第3号までに規定する交付対象者を抽出し、区内共通商品券を各交付対象者宛てに簡易書留郵便にて交付する。

2 前条第4号に規定する交付対象者は、別に定める申請書により商品券等の交付を申請するものとする。この場合における商品券等の交付は、当該交付対象者の状況等を考慮した上で別に定める方法により行う。

3 区は、前2項の規定により交付した商品券等について、紛失、汚損、棄損等いかなる事由が生じた場合であっても、商品券等の再交付は行わない。

(交付額)

第5条 交付する商品券等の額は、交付対象者1人につき10,000円とする。

(商品券等の返還)

第6条 この要綱により商品券等の交付を受けた者が、その後に交付対象者に該当しないことが判明した場合、虚偽の申請を行ったことが判明した場合等は、区は既に交付した商品券等（商品券等を既に使用している場合は、使用した商品券等に相当する額の現金）の返還を求めることができる。

(その他)

第7条 この要綱の実施のために必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、令和3年3月31日限り、その効力を失う。